

## 大会宣言(案)

### みなさん

いま私たちの目の前に、「国民の要求と運動が政治を動かすことを実感」できる情勢がひろがっています。

昨年 11 月 30 日、トヨタ過労死裁判で、名古屋地方裁判所は、QC活動なども含めて労働時間として認めました。その結果、今年 6 月からは、トヨタが「QC活動を業務扱い」としました。私たちは、「人間らしく働くルールをつくろう」「貧困と格差をなくせ」「時給 1,000 円以上の最低賃金を」と運動を繰り広げてきました。派遣労働者や外国人研修生からの労働相談にこたえ、運動を組織してきました。そして、トヨタシンポ、トヨタ総行動を行ってきました。それが、中日新聞が、トヨタを批判する「結いの心」を掲載するまでになり、世界のトヨタを動かした力となったのです。さらに、日雇派遣原則禁止とした派遣労働者法改正が臨時国会に上程されようとするまでになったのです。

「年寄りは早く死ねと言うのか！」と後期高齢者医療制度は国民の怒りをかいりました。国民を 75 歳で差別することは、憲法 25 条はもちろん、法の下での平等を定めた第 14 条にも違反します。私たちは、年金者組合を先頭に、署名、宣伝、国会行動にと国民の怒りを結集しました。その結果、後期高齢者医療制度廃止法案は参議院を通過し、衆議院で継続審議となっています。ここでも、国民の声、運動が政治を動かしました。

今年 4 月 17 日には名古屋高等裁判所が、政府の解釈によったとしても「自衛隊の活動、特に航空自衛隊がイラクで現在行っている米兵等の輸送活動は」「憲法 9 条 1 項に違反する」とイラク派兵違憲判決を下しました。合わせて、平和的生存権の具体的権利性を認めました。全国で 7 千を超える「九条の会」、単産、地域労連の「9 の日宣伝」など地域や街頭での宣伝、署名などの地道な活動の積み重ねが、判決につながり、あの読売新聞の世論調査でも 15 年ぶりに「憲法改定反対」が「賛成」を上回る結果に結びつきました。

### 組合員のみなさん

「構造改革・規制緩和」路線が、私たちの生活を痛めつけているときに、愛労連は、安心・安全な国民生活にしていくために、政治革新の旗を高く掲げて運動を進めます。そして、私たちの運動が国民とともにあり、さらに一步前をいくために、本日の大会で方針を決定し、たたかう決意を固め合いました。

運動を実のあるものとしていくためにも欠かすことができないのが、労働組合をつくり、労働組合員を増やすことです。私たちのまわりにいる正規、非正規すべての労働者に労働組合を知らせ、労働組合に加わることを呼びかけましょう。すべての単産、地域労連が組合員を増やしましょう。

以上、宣言します。

2008 年 7 月 21 日

愛知県労働組合総連合第 39 回定期大会